

私立専修学校等補助

趣旨・目的

- ① 専修学校は、学校教育法第124条の規定に基づく施設として、各種学校は同法134条第1項の規定に基づく施設として、知事の認可を受けています。
- ② 専修学校においては、実践的な職業教育・専門教育、各種学校においては、学校教育に類する教育や生涯教育が実施されています。
- ③ 本県では、これらの専修学校・各種学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減並びに学校運営の安定化を図るため、助成を行っています。

<専修学校・各種学校の概要>

区分		入学資格	特 徴
専修学校	高等課程	中学校卒業同程度以上	<ul style="list-style-type: none"> ・工業、医療など8つの分野があります。 ・3年以上の課程で、授業時数、履修科目等の要件を満たす課程を修了した場合、大学入学資格が付与されます。
	専門課程	高等学校・専修学校高等課程卒業同程度以上	<ul style="list-style-type: none"> ・工業、医療など8つの分野があります。 ・学習時間や内容に応じて「専門士」「高度専門士」の公的称号が付与されたり、大学や大学院へ編入できる課程があります。
各種学校		特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・服飾や文化教養など、学校教育に類する教養などの教育を行っています。

補助内容

県内の各私立専修学校・各種学校に対し、教職員人件費、教育研究経費、設備関係費などの経常的経費の補助を行っています。

<平成29年度予算額>

校 種	校数	補助額（千円）
私立専修学校（高等課程）	15	188,000
私立専修学校（専門課程）	59	126,000
私立各種学校	12	8,000